



サポセン富山たより

第7号

令和3年3月発行

富山市保護司会更生保護サポートセンター

電話：076-461-4706 FAX：076-461-4707 メール：saposentoyama@gmail.com

★会員の皆様

年初めの大雪に痛めつけられ、新型コロナウイルスの収束には程遠く、いろんな方面に影響を与えています。皆様はいかがお過ごしでしょうか。今回は、令和3年度の4月から7月に行われる行事の予定と保護観察所からの保護観察実施開始等に伴う事件事務関係諸様式の改正についてお知らせいたします。

年度末にあたり、今年度富山市保護司会へのご協力を感謝いたしますとともに、来年度も引き続き、ご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

★定例研修会予定

職務遂行上、必要な知識と技術を習得するための重要な研修です。万障繰り合わせの上、いずれかの会場に出席しましょう。都合が悪い場合、支部長か支部研修部会長までご一報願います。

(*下線は担当支部です)

～ 研修テーマ 「アセスメントによる保護観察」 ～

6月11日(金)13:30岩瀬カナル会館(中部・北部・水橋・その他)

6月14日(月)13:30婦中ふれあい館(婦負・上新川・その他)

6月21日(月)13:30富山市総合福祉センター(東部・南部・その他)

6月24日(木)13:30富山縣護國神社(西部・呉羽・その他)



★保護観察所からのお知らせ

○ 保護観察・生活環境調整事件関係報告書等への押印が不要になることについて

令和3年1月から、保護観察・生活環境調整事件関係の報告書への押印が不要となり、保護司氏名の記載のみとなります。

また、保護観察対象者や保護者等に記載させる書類についても押印不要となり、署名のみとなります。(今までの習慣で押印した場合はそのまま提出して下さい。)

*「更生保護」2021年2月号41ページ参照

○ 保護観察の実施開始等に伴う事件事務関係諸様式の改正について

令和2年9月9日付け保護局長通達「アセスメントに基づく保護観察の実施について」に定められた「アセスメントに基づく保護観察実施要領」が本年1月1日から実施されることに伴い、一部の保護観察事務に係る様式等の変更が行われました。

また、これと合わせ保護観察類型別処遇実施要領についても本年1月1日から実施されることになり、同様に様式等の変更等が行われました。

*「更生保護」2020年12月号44～47ページ参照

* 詳細は定例研修会において説明があります。

<行事予定>

3月

15日(月) 10:00 支部長会

26日(金) 13:30 第4回理事会

4月

8日(木) 13:30 第1回理事会 福祉センター

中旬 13:30 企画調整保護司全体会議
福祉センター

28日(水) 県保護司会連合会常任理事会
パレブラン高志会館

5月

7日(金) 13:30 定期総会 福祉センター

13日(木) 第71回社会を明るくする運動
富山県推進委員会会議
ホテルグランテラス

18日(火) 県更生保護事業協会理事会
・評議会 ホテルグランテラス

25日(火) 永年勤続保護司研修
未定

28日(金) 第1回保護司代表者協議会
サンフォルテ

31日(月) 新任保護司辞令伝達式・研修
保護観察所集団処遇室

6月

7日(月) 13:30 富山市社明推進委員会
福祉センター3階大ホール

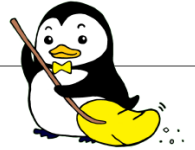
中旬 富山市中学生生活体験発表会
富山市立奥田中学校

17日(木) 県保連地域活動部会協議会
ゴルフアート富山

7月

1日(木) 社明街頭広報活動(富山駅自由通路)

11日(日) 県更生保護フェアin下新川・黒部
黒部市：コラーレ



ワンポイント

「更女」さんは養得園の給食も作っていますよ

*サポートセンター事務局からのお知らせ
「ふれあいと対話が築く明るい社会」
(社会を明るくする運動の標語)

サポセン富山は、ふれあいと対話を大切にしていますので、ご気軽にお立ち寄りください。お待ちしております！

昨年10月30日、文部科学大臣メッセージ「児童虐待の根絶に向けて一地域全体で子どもたちを見回り育てるためにー」が発信されました。今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響から、生活への不安やストレス等に伴い、児童虐待のリスクが高まることが懸念されています。このメッセージには、子どもたちの様子に関心を持って見守ってほしいこと、児童虐待と疑われる事案に気付いた際は、相談通告してほしいことなど発信されています。そこで、今回は「子供の権利条約」の理念について紹介します。



サポセン豆知識

(Q) 日本では、国内法に於いて少年(未成年)の定義を18歳までとするか、20歳(現行法)のままとするか、あるいは法律ごとに「成年」と「少年」を臨機に使い分けるかを議論されていますが、国際的にはどのように規定されているか。

(A) 1989年に国際連合(国連)で採択され、日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」があります。

条約は、文書による国家間の合意であり、憲法に対しては劣位、法律に対しては優位となるものです。

この条約の第一条には「この条約の適用上、児童とは18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により、より早く成年に達したものを除く」と規定されています。

その権利の骨子は

- ① 18歳になっていない人は「子ども」である。(若干、例外あり)
- ② 誰もが平等で、いかなる差別もされない。(生まれ、育ち、人種等に左右されない)
- ③ 大人は子供にとって最もいいことは何かを第一に考える。(児童の最善の利益を最優先、第一義とする)
- ④ みんなが自由に意見を言える。(表現の自由についての子どもの権利を明確化した)
- ⑤ 命を守られて生き、育っていける。(心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される権利を有する)
- ⑥ いかなる暴力からも守られる。(あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待・酷使・放任その他の不当な扱い等から保護される)
- ⑦ みんなが教育を受けられる。(その者の個性と能力に応じて教育され、それを最大限度まで発達させる)

児童が、その人格の完全な、かつ調和のとれた発達のため、いかなる家庭環境の下であっても幸福、愛情および理解のある雰囲気の中で成長すべきであること、また児童は、あらゆる種類の情報及び考えを求め、伝える権利を有する等々、多々の規定がされています。

従って日本の国内法も、今後この条約の趣旨に沿った規定ぶりや運用が求められます。(詳細は、インターネットで「こどもの権利条約」及び「児童憲章」を一読して下さい。)